

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380375

研究課題名(和文) 社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究

研究課題名(英文) The empirical research on the influence of social security agreement on Japanese overseas companies

研究代表者

御船 洋 (Mifune, Hiroshi)

中央大学・商学部・教授

研究者番号：80129965

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)： 海外進出企業は本国と相手国の両方の公的年金制度に加入しなければならず、年金保険料の二重負担の問題が生ずる。この問題を回避するために2国間で締結されるのが社会保障協定である。

本研究は、日本と社会保障協定を締結している国における日系企業の社会保険料(年金保険料)の負担軽減額を推計することを主目的としている。最終的には日本が社会保障協定を締結している20か国全てを分析対象とする予定であるが、まずはドイツの日系企業について推計を行った。さらに本研究は、協定の未締結国(あるいは協定の未発効国)における日系企業についても、同様の推計を行う予定であり、最初にイタリアの日系企業の場合を取り上げた。

研究成果の概要(英文)： Overseas operating companies must join the public pension system of both the home country and the partner country, resulting in a double burden of pension insurance premiums. In order to avoid this problem, the social security agreement is concluded between the two countries.

The main objective of this research is to estimate the burden reduction of social insurance premiums (pension insurance premiums) of Japanese companies in countries that have signed social security agreements with Japan. Ultimately, we plan to analyze all 20 countries that Japan has signed a social security agreement, but first we have estimated for Japanese companies in Germany. In addition, this research is going to make similar estimates for Japanese companies in unconcluded countries of the agreement (or non-effective countries of the agreement), first taking the cases of Japanese companies in Italy.

研究分野：財政学

キーワード：社会保障協定 公的年金保険料の二重負担 海外進出企業

1. 研究開始当初の背景

(1) 経済のグローバル化の進展により、日系企業の海外での活動がますます活発化しているが、日本企業が海外に進出する際、日本企業は、日本と進出先国の社会保険制度に二重に加入し、海外派遣従業員の社会保険料(特に公的年金保険料)を日本と進出先国の両方に支払わなければならないという問題(年金保険料の二重負担問題)に直面する。また、海外派遣社員の現地滞在期間が短いために、派遣先国で支払った年金保険料に対する給付が受けられず、結局掛け捨てになってしまうといった問題(年金保険料の掛け捨て問題)も生じる。

(2) こうした問題を解決するための二国間の協定が社会保障協定である。社会保障協定を締結すると、上記の2つの問題は回避できる。研究開始当初(2014年当時)、日本は、アメリカ、ドイツ、韓国等14カ国と締結していた(現在は20カ国に増えている。下の表を参照)。しかし、諸外国に比べて、日本

表 日本の社会保障協定締結国(2018年)

相手国	協定発効年月
ドイツ	2000年2月
イギリス	2001年2月
韓国	2005年4月
アメリカ	2005年10月
ベルギー	2007年1月
フランス	2007年6月
カナダ	2008年3月
オーストラリア	2009年1月
オランダ	2009年3月
チェコ	2009年6月
スペイン	2010年12月
アイルランド	2010年12月
ブラジル	2012年3月
スイス	2012年3月
ハンガリー	2014年1月
インド	2016年10月
ルクセンブルグ	2017年8月
イタリア	発効準備中
フィリピン	発効準備中
スロバキア	発効準備中

(出所)日本年金機構HP。

の協定締結国数は圧倒的に少ない(たとえば、フランス、オランダ、イタリア、スペイン、イギリス、カナダ等は、研究開始当初の段階で、すでに50カ国以上の国と社会保障協定を締結していた)。そのため、経済団体等は、協定締結を積極的に推進するよう、繰り返し要望してきた。たとえば、日本経済団体連合会は、日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、2002年9月、2006年10月、2011年6月の3回にわたり、要望書を出している。しかし、わが国の社会保障協定締結に向けた動きは、きわめて緩慢である。

(3) このように、社会保険料負担は海外進

出企業にとってきわめて重要な問題である。それにもかかわらず、日本の海外進出企業の社会保険料負担に関する実証研究はほとんど行われていなかった。また、社会保障協定については、制度論や法律論からのアプローチによる先行研究は少数ながら存在していたが、社会保障協定によって日本の海外進出企業が社会保険料負担をどのくらい節約できたのか、といった経済学的観点からの定量的研究は皆無に等しかった。

(4)御船の2010年の研究(引用文献)は、こうした観点に立つおそらく本邦初の定量的研究であるが、本研究は、その継続研究として位置付けられる。

2. 研究の目的

(1)1.で述べたように、本研究を開始した学術的背景としては、海外に進出している日本企業の社会保険料(年金保険料)負担に関するデータの蓄積がなく、その実態の研究および社会保障協定に関する包括的研究がほとんどなかったということが挙げられる。本研究の究極の目的は、日本が締結している社会保障協定のすべてについて協定の内容を精査し、協定締結国への進出企業が社会保障協定から得る利益の大きさ(社会保険料(年金保険料)の二重負担の回避による負担軽減額)および非締結国への進出企業が被る不利益(社会保険料(年金保険料)の二重負担)の大きさを推計することである。

(2)ただし、上記目的を完全に達成するには、社会保障協定を締結しているかどうかにかかわらず、日本企業が進出しているすべての国を網羅的に取り上げ、推計作業を行う必要があり、事実上不可能である。そこで、本研究の研究期間中の目的としては、社会保障協定締結国における社会保険料負担の負担軽減額の推計すること、および、社会保障協定締結国ではないが、多くの日本企業が進出している国における社会保険料(年金保険料)の二重負担額の推計すること、の2つを目的とした。

なお、当初は、上記の目的に加え、日本に進出している海外企業に及ぼす社会保障協定の影響についても分析する予定であったが、時間的・資料的制約等により、最終的にはこの分析作業は行えなかった。

(3)本研究は、社会保障協定の役割を数量的に把握することに特色・独創性がある。本研究の推計結果を見れば、社会保障協定締結によって、日本企業が全体としてどのくらいの社会保険料負担を軽減されているのかわかり、社会保障協定の重要性が認識できるであろう。また、一方で、社会保障協定未締結国において、日本企業が社会保険料をどのくらい余計に負担させられているかを明確に把握することによって、今後日本がどの国から順に社会保障協定を締結していけばよいかについての方針を立てる際に、有効な判断材料を提供できると思われる。本研究が、

日本の社会保障協定締結の動きを促進するための一助になれば、幸いである。

3. 研究の方法

(1) 日本の海外進出企業の社会保険料負担の実態に関して、これまで公表されたデータはほとんどない。したがって本研究を進めるための基礎的作業として、まず情報・資料を収集することから始めなければならない。そこで、当初は次のような研究の方法を考えていた。

関係省庁、経営者団体、業界団体、労働団体、個別企業等へのヒアリングを行い、日本の海外進出企業の社会保険料負担に関連する情報・資料を提供してもらい、それらを集計して基礎データを作成する。

日本が締結している社会保障協定の内容を精査し、協定締結国への進出企業が得る利益(社会保険料(年金保険料)の負担軽減)の大きさと非締結国への進出企業が被る不利益の(社会保険料(年金保険料)の二重負担)の大きさを推計する。この作業のために、必要に応じて日系企業の業界団体を対象としてさらなるヒアリングを行う。

要するに、日系企業の海外における社会保険料負担に関する情報・資料を、種々の関連組織へのヒアリング調査によって得ることを予定していた。

(2)ところが、実際に調査を開始してみると、この方法では必要な情報がほとんど収集できないことが明らかになった。社会保険料に関する情報は給与等に関する情報から算出されるものであるから、企業側としては、こうした情報を社外に提供することを拒否することが多く、かりに情報提供された場合でも、提供された計数の算出プロセスや前提等が一切示されない。そのため、研究には使えない。また、関連情報を求めて業界団体にヒアリングに行ったが、海外における社会保険料負担のような特殊なデータは、業界団体の活動にとって特段必要なデータではないので、業界団体はそもそもそうしたデータを企業から集めることをしていない、ということも判明した。かくして、当初予定していた研究の方法は再検討せざるを得なくなった。新たな研究方法は研究成果と密接に関連しているので、次の4. で述べる。

4. 研究成果

(1)日系企業の海外における社会保険料負担に関する情報・資料を、種々の関連組織へのヒアリング調査以外の方法で得なければならない。すなわち、公表されているデータや資料のみを利用して推計しなければならない。そこで、以下のような方法・手順によって、対象国における日系企業の社会保険料負担軽減額(対象国が社会保障協定締結国である場合)や社会保険料の二重負担額(対象国が社会保障協定締結済だが未発効の国あるいは協定未締結国である場合)の推計を行

った。

(2)まず対象国に進出している日系企業数と派遣されている日系企業の従業員の人数を調べる。そのデータは、外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」から得られる。同資料では、日系企業数について、産業ごとの企業数も明らかにされている。しかし、同一産業に属する業種(中分類の産業)ごとの企業数は不明である。

(3)そこで、産業ごとの派遣従業員数の分布は産業ごとの企業数の分布と同型だと仮定する。そうすると、産業ごとの派遣従業員数が計算できる。

(4)「海外在留邦人数調査統計」では、対象国の在留邦人数を「在留タイプ別」と「年代別」に分類して表示している。「在留タイプ別」分類では、まず在留邦人を「永住者」と「長期滞在者」に分け、さらに「長期滞在者」を「民間企業関係者」「報道関係者」「自由業関係者」「留学生・研究者・教師」「政府関係職員」「その他」に分けてそれぞれに該当する人数が(「本人」(男女別)と「同居家族」(男女別)に分けて)記されている。

一方、「年代別」人数は、「20歳未満」から10歳刻みで「60歳以上」までの6つの年代に分けられ、各年代の人数が男女別に表示されている。

(5)この中から民間企業関係者(報道関係者を含む)の「本人」の人数を男女別に把握する。そのために、20歳代未満と60歳代以上のグループには、民間企業関係者(報道関係者を含む)の「本人」はいないと仮定し、年代を20歳代~50歳代に絞る。そして、20歳代~50歳代の人数分布(男性、女性とも)が、民間企業関係者(報道関係者を含む)の「本人」の人数分布(男性、女性とも)と同型だと仮定する。そうすると、産業ごとの年代別、男女別の派遣従業員数を求めることができる。

(6)次に、同一産業内の業種(中分類の産業)ごとの企業数および派遣従業員数を求める。そのために『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』(国別編)(会社別編)に記載されているデータを利用して計算する。すなわち、同書に記載されている対象国の日系企業数(現地法人数と本邦企業の支店・駐在事務所数)の業種別企業分布を調べる。そして、その分布を派遣従業員の分布と同型だと仮定する。そうすると、業種別派遣従業員数を計算することができる。ここまでで、日系企業の派遣従業員数に関する推計が整う。

(7)次に、日系企業の派遣従業員の賃金について調べなければならない。派遣従業員の賃金は、厚生労働省政策統括官(統計・情報制作担当)編『賃金センサス(賃金構造基本統計調査)』のデータを利用する。『賃金センサス』には業種別、企業規模別、学歴別、年代別(5歳刻み)、男女別の賃金データが載っているので、5歳刻みの年代別賃金を10歳刻みの年代別賃金に変換し、かつ、企業規模に

については、同一業種に属する複数の企業の規模を実際に調べ、該当する企業規模の賃金額を計算に使用する。

(8) こうして得られた産業ごと、業種ごとの賃金額に派遣従業員数を掛け、それに対象国の公的年金保険料率を掛けて年金保険料を計算する。得られた年金保険料を合計すれば、対象国における日系企業の年金保険料負担軽減額（または年金保険料二重負担額）が求まる。

(9) 対象国の選定については、まずドイツを選んだ。前述したように、現在日本が社会保障協定を締結している国は 20 개국であるが、日本が最初に社会保障協定を締結したのがドイツだったからである（2000 年）（前掲の表参照）。なお、20 개국のうち、協定発効済の国が 17 개국、未発効の国が 3 개국である。また、2018 年 1 月に、日本と中国との間の社会保障協定が実質合意に至り、2018 年中に署名が行われる見通しとなった。これが実現すると、日本の社会保障協定締結国は 2018 年中に 21 개국になる。

(10) 以上(2)～(8)の手順により、2016 年のドイツにおける日系企業 1,811 社の派遣従業員 8,257 人の社会保障料負担軽減額を推計したところ、約 99 億円であることがわかった。

(11) 以上の推計作業手順の説明からも明らかのように、データの制約が大きいため、本研究における推計作業には、至るところに簡単化のための仮定を置いている。その意味で、率直に言って、推計結果は相当ラフなものであることを認めざるを得ない。しかし、社会保障協定の効果や機能の一端は浮き彫りにできたのではないかと思う。

(12) ドイツにおける日系企業の社会保障料（公的年金保険料）負担軽減額の推計結果についてはすでに公表した（引用文献を参照）。そして、ドイツの次にイタリア（社会保障協定締結国であるが未発効国）を取り上げて同様な作業を行い、イタリアの日系企業の社会保障料の二重負担額を推計した。すなわち、2016 年におけるイタリアの日系企業 278 社の派遣従業員 1,285 人が負担した社会保障料（公的年金保険料）は約 27.5 億円と推計された。この結果報告は 2018 年 8 月に公表する予定である（引用文献参照）。

(13) 当初予定していた研究方法では研究目的が達成できないことがわかり、研究方法を模索する時間が長引いたため、結果的に研究成果の発表が遅れている。

しかし、研究方法が確立したので、今後も継続して研究を進め、前述したように、将来的には、本研究の当初の目的であった、日本と社会保障協定を締結しているすべての国と、協定締結はしていないものの日系企業が多く進出している主要な国について、社会保障料負担軽減額（または社会保障料二重負担額）の推計作業を完遂したいと考えている。

<引用文献>

御船洋「社会保障の国際的調整 社会保障協定の現状と課題」片桐正俊・横山彰・御船洋編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部、2010、pp.31-66。
御船洋「社会保障協定締結による公的年金保険料負担軽減効果の検証 ドイツの日系企業の場合」『商学論纂』（中央大学商学研究会）第 59 巻第 3・4 号、2018、pp.539-573。
御船洋「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計 イタリアの日系企業の場合」『企業研究』（中央大学企業研究所）第 33 号、2018、pp.57-77（近刊）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

御船洋「社会保障協定締結による公的年金保険料負担軽減効果の検証 ドイツの日系企業の場合」『商学論纂』（中央大学商学研究会）査読無、第 59 巻第 3・4 号、2018、pp.539-573。

御船洋「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計 イタリアの日系企業の場合」『企業研究』（中央大学企業研究所）査読無、第 33 号、2018、pp.57-77（近刊）。

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

御船洋 (MIFUNE, Hiroshi)

中央大学商学部教授

研究者番号：80129965

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()